

日本衛生学会 タバコ対策宣言

日本衛生学会は日本医学会の一部会であり、人間・環境・健康の包括的理解を目指し DNA や細胞レベルから、人体さらに集団社会までを見通し、「社会的存在としての人間の健康とは何か」を真正面から研究対象とする学術研究団体です。日本医学会が「医学に関する科学および技術の研究促進を図り、医学および医療の水準の向上に寄与する」ことを目的としているように、日本衛生学会も単に真理の学術的追究だけでなく、衛生学が包含する統合学としての役割を生かしつつ、医学・医療の水準向上を図り、もって人々の健康の保持増進を図る使命を持っています。

日本衛生学会のそういう目的や使命を考えると、今日、回避可能な最大の健康障害要因と考えられているタバコに対して、学会として一定の態度表明をすることは当然のことと考えます。WHO は喫煙ががんだけでなく世界の主要死亡原因の大半に関係し、既に 20 世紀に 1 億人の死亡の原因となりましたが、21 世紀には 10 億人がタバコのために命を落とすと発表しています。我が国でも 20 世紀中に、少なくとも 300 万人の人命がタバコによって失われたとの試算もあり、今では年間 20 万人の死亡がタバコ関連であると言われていています。日本衛生学会はこれまでもタバコ煙の毒性や喫煙に関連した様々な問題を学術的に研究してきましたが、これからはそうした活動を更に一歩進めて、学会として人為的な災厄としてのタバコによる人類の健康被害を根絶するための活動を推進することを宣言します。

具体的には日本衛生学会は衛生学の統合学としての性格を生かし、タバコ煙の毒性や喫煙の害についての研究を一層進めるだけでなく、こうした有害物を人間社会に存続させ、広めている社会的な制度、構造、組織そのもの、言い換えれば政策やインフラをも研究対象とし、またそうした研究結果として示された介入策や我々の取るべき行動について提言を行います。この実際の活動を進める上で、我が国も 2004 年に批准して 2005 年 2 月に発効した WHO たばこ規制枠組条約 (FCTC) が大変参考になります。同条約は、タバコの需要削減策としてタバコ価格やタバコ税の増加等の価格からの施策と価格外施策として、まず他者危害としてのたばこの煙への曝露低減策、タバコ製品の化粧包装の禁止や有害性警告の表示義務づけ、タバコの害についての教育、対話、訓練、公衆の関心向上策、タバコの宣伝、販売促進、協賛の制限や禁止、タバコ依存症対策、禁煙促進等を挙げています。また、タバコの供給削減策として非合法タバコ製品の取締、未成年者への販売禁止、タバコ関連事業者への事業転換支援を提案しています。さらには人の健康と環境保護のための諸施策に加え、タバコ会社が社会的認知改善を目指して「スモーキング・クリーン」などのイメージ戦略を行うことの禁止にまで踏み込んでいます。

日本衛生学会は FCTC が規定するこれらの活動を支持し積極的に実施するとともに、その学術的な検証を行い、さらなるタバコ規制のための活動に取り組んでいきます。また我が国独自の問題として、「たばこ産業の発展」を規定した「たばこ事業法」の早急な廃止と、日本政府が過半数の株を保有する日本たばこ産業 (JT) をはじめとするタバコ企業の活動規制を行政や関係機関に働きかけます。さらに、FCTC 条約発効後 5 年目までの履行を約束している、受動喫煙からの保護 (第 8 条) を遵守して全国一律の完全禁煙法の制定を国に求めます。

日本衛生学会は会員個々がこの活動に参加することを求めるとともに、タバコによる健康被害撲滅に向けて他の学会や諸団体と協力していくことを宣言します。

(2010 年 5 月 10 日 第 80 回日本衛生学会学術総会にて)